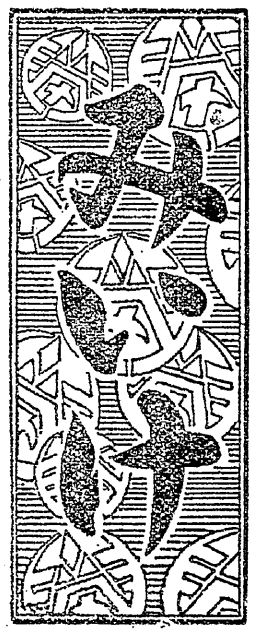

発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市不知火町2
電話3033番
7140番
編集兼発行人　平島 敏治

会社、職場闘争弾圧に躍起
〝三名解雇〟で追討ち
規定方針通り断固闘いぬく

会社は九月十七日三川鉱長より三川支部長に対し、二十四昇部内甲方分会長下田正人（採炭工）同じく林淳一（乙方副分会長・採炭工）同じく岩山喜久蔵（丙方分会長・採炭工）以上三氏に対し、労働協約第十二条第一項第一号の三（業務阻害）に該当すると思われるので、同じく労働協約第十三条に基づき協議したい旨の申入れがなされた。引つづき九月十八日鉱業所長名をもつて、組合長あてに同様な申入れが行われた。組合はこの申入れに従つて、直ちに中央執行委員会を開催し、これに対する組合の考え方と闘争方針の意思統一をはかり、団体交渉に応ずることになつた。第一回団交は十九日午前十時より本社第一会議室で開かれ、席上会社側から具体的な解雇理由の説明がなされたが、当日はたゞ説明を聞くのみに止めて交渉を終了した。次回の団体交渉は追つて連絡をし合い日時をきめることとなつた。

会社側の解雇に対する言分

下田正人君の場合

一　昨年十一月十三日二番方の際出役人員の配役問題をめぐつて上段払い十六名プラス二名（プラス二はカツターマン）下段は二十二名プラス三名（プラス三はカツターマン）であつたところ、下段から上段に一名回してくれとの要求をした。だが、主席係員はこの要求を聞き入れずついに論争になり、最終的に入坑が五十七分遅れた。大衆を煽動した責任を追及する。

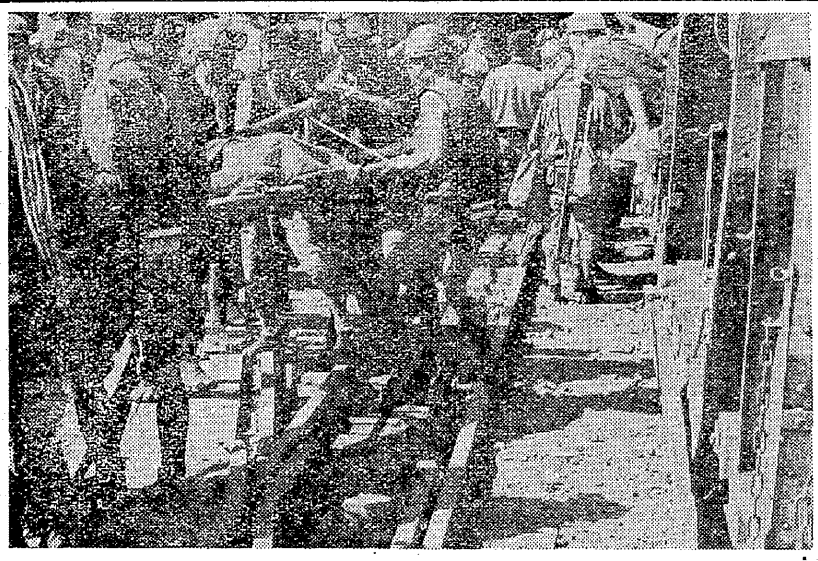

こんな姿になるまで
黙つておれというのか
—生命を守るための職場交渉だ—

二　本年五月二十一日三番方繰込みの際、払いがバレていたので採炭工出役二十二名中十七名を命令目役として、払い同めに配役し残り五名を小切羽に配役しようとした所、下田君が全員払い同め作業の命令目役に配役してくれと要望した。この問題をめぐり入坑が一時間十分遅れたこれは下田君が故意に紛糾させたものである。

三　本年八月十四日三番方繰込みの際カツター故障のため、発破採炭を行わなければならない事情にあつた。これに対して、カツター故障のためハツパ採炭をするためには賃金の特別取扱いをすべきだと要望し、首席係員と紛糾、入坑を二十分遅らせた

四　本年八月二十六日以降数次にわたつて入坑遅延を行つた。（この理由は後にも述べる通り三方とも共通の問題で、作業様式を職制が一方的に変更して、実施しようとした所に発端があり会社は指示権をタテに、それに従がわなかつたということで解雇の理由としている。）

林　淳一君の場合

一　本年一月二十一日三番方作業終了直前立柱作業中、係員から立柱個所と企画について再三にわたり作業指示をしたが、指示を聞かずボンコシを振上げて係員に詰めより暴拳を敢えてし、ついに係員の指示に従がわなかつた。

二　本年八月二十五日以降十回に及ぶ入坑遅延。（これは下田君の場合と同じく作業様式の一方的変更の押しつけが起因である内容省略）

岩山喜久蔵君の場合

一　昨年十一月二十四日二番方の際負傷者が出たので附添人として昇坑。昇坑後係員の作業指示に従がわず早退して帰宅した。

二　本年六月三十日二番方繰込みの際、現場安全委員会の代理出席の問題を巡つて、係員は代理出席を認めず、あくまで代理出席を認めよという問題を中心に紛糾し、約二時間の入坑を遅延させた。この問題終了ごさらに払長問題をとり上げ紛糾し入坑が約二十分遅延した。

三　本年八月十三日三番方の際カツターが故障のためハツパ採炭をしなければならなくなつたため、労働条件が変更するので、賃金の特別措置を要求した。これで紛糾し約五十五分入坑遅延が起つた。

四　本年八月二十日一番方の際カツターチェンが切れたので、係員が残業指示をしようとした。岩山君がこれを拒否させた。

五　本年八月二十五日以降八回に及ぶ入坑遅延（下田、林両君と同様会社の作業様式の一方的変更によつて紛糾した内容である内容省略）

以上の点が会社のいい分として明らかになつた。

執行委員会での谷端支部長の説明要旨

下田正人君の場合

一　昨年十一月十三日の問題については、人員配置を巡る問題であるが、これについては既に上下段の配役については係員は職場の代表者と話合つて配役することに約束されている。しかもこれ等のことは乙方・丙方では既に実行されている事である。上下段の労働条件は若干変つているので、収入面の影響も大きいから皆にこれらの均衡を考えねばならぬ立場にある分会長として、当日の配役について、一名上段に配役するよう要望したことは、むしろ従来の慣行や取きめにも拘らず、一方的な職制の繰込みということになつたので紛糾したまでであつて、何らこれが解雇の理由になることは豪もない。会社自体反省すべきことである。

二　五月二十一日のバレ片付けの問題は、当初係長より組合に対し当日は全員命令日役とし払い固めを行う旨の連絡がされていた。これに基き執行部より同方分会に連絡していたので、約束が違うというのに発端があつた分会長は組合の連絡に基ずき、係長が全員払い固めに回すというのに首席が一方的に五名の採炭繰込みをすることはおかしいではないかと紛糾したのである

三　八月十四日三番方のカツター故障のためハツパ採炭を行うということは、カツター採炭とハツパ採炭による標準作業量が同一でよいという訳にはいかないだから労働条件に対する特別な措置を考えるべきであるとの主張は、採炭に限らずあらゆる職種に起ることは通常である。にも拘らずこれを聞き入れなかつた所に問題があるのであつて、これをとらえて解雇の理由になるということはなんら見当らぬ

四　八月二十六日以降の作業様式の一方的変更については、代表者と話合うとの約束を当初したにも拘らず、また二、三日待つてくれ、その間に十分話合おうという主張も聞き入れず、一方的に作業様式の変更を押しつけてきた所に原因があり、しかも会社は大量首切りと、働いた賃金を払わないというような暴挙を一方的にしようとしている現状である。このような一方的な職制の出方に対しては全組合員が憤激し抗議する態度は、なんら間違いではなく、しかも炭労の闘争指令下にある今日において、これをもつて解雇の理由とすることは、正当な組合運動の抑圧以外の何ものでもない。これは他の二人の場合も同じである。

林　淳一君の場合

一　一月二十一日の三番方昇坑の際の会社の言い分は全く当つていない。当日の模様は次のような状態であつた。即ち作業も終了しかかる直前に、係員が来てしかも作業中企画の問題と、もう一カ所に鉄柱を打つように指示した。作業中でもありこれはよいではないかということをいつた。にも拘らず何だかんだとガミガミいわれたので、「エーセカラシカ」といつたがボンコシを振上げて云々というのは全く事実無根であり、ボンコシ自体は立柱や抜柱の際はたえず持つているものであり、これでコツターを打つために持つていなければならない工具である。立柱の際に係員がいつたことに対して「セカラシカ」といつた事が、直ちにボンコシを振上げて恐カツしたとなつている。だが、このようなことは全く当らない。本人が今になつてもよく考えれば思い出せないような日常茶飯ごとであつた。

二　八月二十五日以降の入坑遅延の問題については、下田君の場合と同一であり、省略。

岩山喜久蔵君の場合

一　昨年十一月二十日の相談後の作業拒否については確かに係長と論議をしたが、論議の末に今日は一寸用事があるから早退をさせてくれと帰つたことは事実である。こんな事情は過去ああつたし従来の慣行でもあつた。作業拒否というような内容に見ることは間違いであり、このことで解雇に該当することは当らない。

二　六月三十日二番方の現場安全委員の代理出席で紛糾したとあるが、これは支部長、副長間でこの問題で交渉中だつたので、約五十分ほど支部長の指示で繰込みを待つていた。そのご支部長、副長間で話合いがつき、支部長がその結果の説明にきて話をし、それに対する質問などもあり約二時間となつたものである。

さらに、払長問題で云々となつているが、当日払長が全員欠勤したのでその後変りをつくるかどうかの問題で、係員と若干の問答をやつたが、僅かの時間で話合いがついて入坑した。しかも係員の方から払長を認めぬなら、全員日役をして下さいと提案したのでこれを了承したものである。

三　八月十三日のカツター故障時の賃金の特別措置については、当然主張するのが労働組合の立場であり、誰が考えてもカツターによる採炭とハツパ採炭とは労働条件が著しく違うのはハツキリしている。この交渉を分会長として要求し行うのは当然であつて、これの解決の責任はむしろ会社側にあると判断される

四　八月二十日のカツターのチェン切れに際しての残業については既定残業時間は終了しているのだし、その上の残業指示だから当然このような企業の最中にそれ以上の残業してまでも協力しなければならぬということは認められないとの意味で、これを拒否したものである。

このようなことがいちいち解雇の理由に該当するということであれば、恐らく全組合員がこれに該当するのではなかろうか。

五　いわゆる会社の一方的な作業様式の変更についての抵抗は、下田、林両君の場合と同様に、三方揃つて行つた内容は省略する。

前進
職場闘争弾圧の第二弾がきた

さきに三川支部遠藤分会長の解雇を、一方的に強行した会社側は去る十八日、再び三川支部二十四昇部内の各方分会の責任者の解雇をしたいので、協議したいという申入れを行つてきた。

その内容については、本紙一面既報の通りであるが、この際われわれはこの問題に対する認識を明確にし、こんどつぎからつぎに出てくることが予想されるこれらの問題に対し、全組合員が決意をもつて対処しなければならないだろう。

会社側の意図

会社側はこの際あらゆる理由をつけ、職場闘争を一挙に粉砕しようとすることは明らかである。

具体的な提案内容を見ても、職場闘争に起因するものが大半であつて、その他の問題は解雇の理由になるという内容のものではなくあくまでつけたしであると判断される。したがつて、職場闘争を或いは正しい労働運動を、このような措置によつて抑圧しようということが真の狙いであると銘記すべきである。

炭労指令との関係

われわれは一方的に会社が働いた賃金を支払わず、期末手当も支払わず、さらに追討ち的に、完全雇用を約束した会社が六千名にのぼる首切りを断行し、大巾な値下げをなさんとしているこの時に当り、炭労は会社の一切の企業整備を粉砕するために、あらゆる闘争指令を出し、とくに生産点における対決を九一号、一〇二号で指令している。われわれはこの指令に基づいて、会社の不信義と悪らつなる態度に対し、生産点において対決するという基本的な考え方に立つて、闘争を進めている。

したがつて、職場における従来の慣行や取りきめを一方的に踏みにじつて出てくる職制の態度は、会社の首切りの態度と同質なものであるとの立場に立つて抵抗したものである。だから、炭労指令を忠実に実行したというまでである

指名解雇は既に始まつている

今回の大量首切りに対して会社は、指名解雇までは行かないといつているが、恐らく目的を達成するためには一斉指名解雇も敢えて辞さないという態度をもつていると判断される。いや、既に指名解雇第一号は遠藤分会長に来ている第二号が即ち今回提案された三名解雇申入れである。

このように考えると、指名解雇は既に始まつていると全組合員は認識すべきである。

これに対する構え

われわれは指名解雇に対する構えは既に中央あるいは山元において方針が決定されているので、いまさらこれに対して特別な措置を講じ、あるいは対策を講じなければならないという段階ではないと判断している。要約していうならば、基本方針通り〝闘う〟の二字に集約されると判断すべきである

この指名解雇は、こんど出されくるであろうあらゆる解雇と同質のものであり、われわれの態度も同質な闘いであるという態度でなければならないだろう。

労働組合である限り首切りは絶対に認めないという伝統ある三鉱連の方針を、この際断固貫ぬき通すことが全組合員の責務である。

林　淳一君の場合

一　一月二十一日の三番方昇坑の際の会社の言い分は全く当つていない。当日の模様は次のような状態であつた。即ち作業も終了しかかる直前に、係員が来てしかも作業中企画の問題と、もう一カ所に鉄柱を打つように指示した。作業中でもありこれはよいではないかということをいつた。にも拘らず何だかんだとガミガミいわれたので、「エーセカラシカ」といつたがボンコシを振上げて云々というのは全く事実無根であり、ボンコシ自体は立柱や抜柱の際はたえず持つているものであり、これでコツターを打つために持つていなければならない工具である。立柱の際に係員がいつたことに対して「セカラシカ」といつた事が、直ちにボンコシを振上げて恐カツしたとなつている。だが、このようなことは全く当らない。本人が今になつてもよく考えれば思い出せないような日常茶飯ごとであつた。

二　八月二十五日以降の入坑遅延の問題については、下田君の場合と同一であり、省略。

岩山喜久蔵君の場合

一　昨年十一月二十日の相談後の作業拒否については確かに係長と論議をしたが、論議の末に今日は一寸用事があるから早退をさせてくれと帰つたことは事実である。こんな事情は過去ああつたし従来の慣行でもあつた。作業拒否というような内容に見ることは間違いであり、このことで解雇に該当することは当らない。

二　六月三十日二番方の現場安全委員の代理出席で紛糾したとあるが、これは支部長、副長間でこの問題で交渉中だつたので、約五十分ほど支部長の指示で繰込みを待つていた。そのご支部長、副長間で話合いがつき、支部長がその結果の説明にきて話をし、それに対する質問などもあり約二時間となつたものである。

さらに、払長問題で云々となつているが、当日払長が全員欠勤したのでその後変りをつくるかどうかの問題で、係員と若干の問答をやつたが、僅かの時間で話合いがついて入坑した。しかも係員の方から払長を認めぬなら、全員日役をして下さいと提案したのでこれを了承したものである。

三　八月十三日のカツター故障時の賃金の特別措置については、当然主張するのが労働組合の立場であり、誰が考えてもカツターによる採炭とハツパ採炭とは労働条件が著しく違うのはハツキリしている。この交渉を分会長として要求し行うのは当然であつて、これの解決の責任はむしろ会社側にあると判断される

四　八月二十日のカツターのチェン切れに際しての残業については既定残業時間は終了しているのだし、その上の残業指示だから当然このような企業の最中にそれ以上の残業してまでも協力しなければならぬということは認められないとの意味で、これを拒否したものである。

このようなことがいちいち解雇の理由に該当するということであれば、恐らく全組合員がこれに該当するのではなかろうか。

五　いわゆる会社の一方的な作業様式の変更についての抵抗は、下田、林両君の場合と同様に、三方揃つて行つた内容は省略する。

行動方針は従来通り

以上の点が谷端三川支部長より報告があつた。

中央執行委員会としては、これに対処するためにつぎの方針を決定した。

○交渉メンバーは本部、支部長、労働部長とする。

○具体的な闘いのすすめ方については、遠藤分会長の際に闘つた闘争のすすめ方に準じて行う。

以上の大綱を決定した。

速やかにこの事態を上部組織である炭労、三鉱連に報告することになつた。

闘魂を燃すは今ぞ！

会社経営者の無能力から生じた不況を罪もない働く労働者にその責をなじりつけ、シワヨセをせんとする今回の第二次案提示をみて憤激に堪えない「労働協約は労資間の憲法である」にも拘らず、違約強行を敢えていどもうとするのが、独占資本の三井である事は言を待たない。

地下数千尺の地底で危険と悪環境の中で、しかも短命を賭して営々と働く労働者を会社幹部は一体どう考えているのか。

不況であることが現実であるなら、どしどし出し合つて討論し、団結を固めようではないか。

恩つていることを、どしどし出し合つて討論し、団結を固めようではないか。

闘争のすすめ方に準じて行う。

以上の大綱を決定した。

速やかにこの事態を上部組織である炭労、三鉱連に報告することになつた。

働く者にとつて首切りぐらい残酷なものはない。なお、今次の闘争こそ全日本の働く兄弟が見守つていることも忘れてはならない。

全国の労働者の先頭に立つて大闘争に取組む我々三鉱連四万は、打つて一丸となり新たなる決意と団結ある実力を発揮し、たとえ幾月闘争が続こうとも闘魂を燃し力の限り闘い抜き、三鉱連勝利の大旗ひるがえるまで闘うことを誓うものである。

四山　福本 昌章